

●香川県告示第438号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
東京都品川区西五反田8丁目2番8号  
かどや製油株式会社 代表取締役 小澤 二郎
- (2) 事業場の所在地及び名称  
小豆郡土庄町甲6188  
かどや製油株式会社工場
- (3) 変更しようとする事項の内容  
雨水専用排水口（3箇所）の設置
- (4) 特定施設に関する事項  
変更無し。
- (5) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更無し。
- (6) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区 分	第 1 排 水 口	
	項 目	通 常	最 大
の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.5	5.8~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	40
	浮遊物質 (mg/l)	30	50
	窒素含有量 (mg/l)	15	30
	りん含有量 (mg/l)	3	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	5	10
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		281	335

他に、排水口が11箇所（雨水専用10箇所（うち、3箇所は新設））ある。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
平成20年10月7日から同月28日まで
- (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
土庄町住民環境課